

條々

赤間關 小倉 門司 赤坂のわたりちんの事

一せきと小倉との間 三文

一せきともじとの間 壱文

一せきと赤坂との間 貳文

一よろひからびつ 十五文

一長からびつ 十五文

一馬一疋 十五文

一こし一ちやう 十五文

一犬一匹 十文

以上八箇條

右わたりちんの事前々より定をかるゝといへども、舟かたども御法をやぶり、ふちよくをかまへ、上下往來の人にわづらひをなすと云々所詮關舟は、こくらにて一人別、二人あつる事あるべからず、先年色々御尋之時、此あげせんの事は申出さぬ事や、只今關の町、太郎右衛門、次郎三郎、阿彌陀寺領次郎右衛門、初而申上者也、彼是に付、かたく御法を定をかるゝ所也、風波之時いひえるまゝに、舟かたどもちんを取によりて、毎度御法やぶるゝなり、たとひ風波之時も、此御法たるべきなり、若此御定をそむき、わたるの人をなやます事あらば、其舟かたを關小倉之代官の所へ可引渡、代官之所より、山口へ致注進たらんとき、子細をたづねきはめ、切せらるべき也、仍下知如件、

文明十九年四月廿日

大 炊 助 判 弘一

近 江 守 同 房 行